

潜在労働力の把握に関する準備調査（仮称）の概要について

1 目的

ILO の新たな決議採択による国際基準の見直しに対応するための新たな調査事項の追加や調査票の設計変更等の見直しに加え、統計委員会から指摘されている「従業上の地位」の見直しを検討することを目的として、潜在労働力の把握に関する準備調査（仮称）を実施する。

2 法的根拠

統計法第19条の規定に基づく、一般統計調査として実施（民間委託）

3 調査の概要

(1) 調査の地域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

(2) 調査の期日及び期間

ア 調査の期間：平成27年10月～平成28年3月（6か月間）

イ 調査の期日：毎月月末現在。ただし、12月は26日（土）、3月は15日（火）現在

(3) 調査の対象

60,000世帯 15歳以上の世帯員（約130,000人）

(4) 調査の方法

- ・ 調査員調査（留置調査法）
- ・ 調査の対象を6グループに分け、1グループを2か月継続して調査する。また、各グループの調査は一斉には行わず、グループごとに調査開始月を1か月ずらして行う。

	平成27年			平成28年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1グループ	1か月目 調査票A	2か月目 調査票B				
第2グループ		1か月目 調査票A	2か月目 調査票B			
第3グループ			1か月目 調査票A	2か月目 調査票B		
第4グループ				1か月目 調査票A	2か月目 調査票B	
第5グループ					1か月目 調査票A	2か月目 調査票B
第6グループ	1か月目 調査票B					2か月目 調査票A

(5) 調査票

1か月目、2か月目の調査は、次の調査票により実施する。

- ① 1か月目（基礎調査票A及び特定調査票A）…労働力調査基礎調査票の「従業上の地位」の把握区分を「雇用契約期間」に変更した調査票
- ② 2か月目（基礎調査票B及び特定調査票B）…上記「従業上の地位」の変更に加え、未活用労働を把握するために追加・変更した調査票

※ ただし、第6グループについては、1か月目に基礎調査票B及び特定調査票B、2か月目に基礎調査票A及び特定調査票Aを配布

(6) 抽出方法

- ア 調査対象調査区は、統計局において無作為抽出の上、受託者に指示
- イ 調査対象世帯は、受託者において抽出（統計局から抽出方法を別途指示）

(7) 民間委託の概要

ア 受託者が行う主な業務

- (ア) 調査関係書類・用品の作成及び調達
- (イ) 調査員の研修・指導
- (ウ) 調査対象世帯の選定
- (エ) 問合せ対応
- (オ) 個別データの作成及びデータクリーニング
- (カ) 集計表の作成

イ 調査員が行う主な業務

- (ア) 調査世帯名簿の作成
- (イ) 調査の依頼及び調査票の配布・回収・検査

ウ 回収率

100%を目標とするが、最低限65%を確保

エ 本業務の請負期間

契約日から平成28年3月末日まで

オ 契約形態

一般競争入札（総合評価方式） ※意見招請あり

カ 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の入札者に対して、入札価格及び質の評価を総合的に判断する総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定する。

入札者が提出する企画書の評価については、有識者を交えた審査会（27年7月上旬予定）において行う。

4 今後のスケジュール（予定）

平成27年 3月30日（月）	提案書締切り （意見招請公示 3月10日（火））
4月上旬	承認申請手続の開始 契約手続開始（同月下旬：官報公告） ※調査票の規格内容確定期限
5月上旬	入札公告
6月下旬	入札締切り
7月上旬	承認申請手続の完了 審査会の実施（総合評価方式）
7月中旬	請負業者決定（契約締結） ※調査票様式の確定期限
7月中旬～10月上旬	請負業者の準備期間（約3か月）
10月中旬	準備調査開始